

クローバー News

「成年後見制度と政策の動向」

常務理事 木太 直人

成年後見制度と関連するこの間の政策等の動向を紹介します。

1. 障害者総合支援法の附帯決議

6月に参議院で可決・成立し、同29日に公布された障害者総合支援法について、附帯決議として「障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用の促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと」が付されました。

2. 「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた

検討チーム（第3R）」報告書

検討チームは、保護者制度と入院制度に関する議論のとりまとめを6月29日に公表しました。1900年の精神病患者監護法を起源とする現在の医療保護入院の見直しに関する議論が中心であり、①保護者による同意を必要としない入院手続きとすること、②本人の同意によらない入院の期間をできる限り短くするため、入院当初から早期の退院を目指した手続きを導入すること、③権利擁護のため、入院した人は、自分の気持ちを代弁する人を選ぶこととすること、④早期の退院を促進するよう、入院に関する審査を見直すこと、を基本に来年の通常国会に

精神保健福祉法の改正案が提出される予定です。なお、「代弁する人」等の成年後見人の役割についても意見が出ていましたが、今後の改正法案作成に委ねられることとなります。

3. 「精神科医療の機能分化と質の向上等に関する

検討会」報告書

検討会のとりまとめが6月28日に公表され、精神病床の人員体制のあり方として、新たな入院者については、入院期間を原則1年以内として、精神保健福祉士を含む人員体制の充実を図ること、現在の長期入院者については退院を促進する人員体制とすることなどの方向性が示されました。今後は医療法施行規則の改正と診療報酬の施設基準の見直しが行われる予定です。

4. 成年後見制度利用促進法案の動き

公明党が主に認知症高齢者らの財産保護を目的とした成年後見制度利用促進法案の提案を目指しています。法案骨子案には、行為能力の制限のあり方、権利制限に係る制度、身上保護に係る事務の範囲の見直し、死亡後の成年後見人等の事務の範囲に関して、施行後3年以内をめどに現行法の改正を行うとしています。今後の法案提出に向けた他政党との調整が進められることとなります。

体験報告



千葉県 山本 師子

成年後見人としての活動を始めてから2年を迎えています。後見人としての活動は、被後見人だけでなく本人の周りの人々や環境に関わっていき、その関わりを通して被後見人の人となりへの理解を深めていくことができる点については、PSWと同じであると感じています（どちらかという、より深く関わりを持てるような気もしています）。

後見人活動には、受診援助やサービス提供機関との交渉、拘束中止などの人権擁護等々、これまでのPSWとしての経験がまさに生きる状況が多くありました。精神保健福祉士による専門職後見は、PSWとしての専門性を求められる側面と法定後見人として求められる側面を併せ持っています。専門性を活かしながら後見人としての自らの行動を選択していくことは大事なことです。行動や判断の根拠を確認しながら活動を進めることができることはPSW協会を受けた研修が役立ちました。

一つ死後の事務に携わった活動報告をしたいと思います。故人の遺族となる者が被後見人だけだったのです。遺体の引き取りから埋葬の手配、遺産の整理を行いました。故人とは面識もあり、死後の相談も受けていましたし、何より自分の生活を被後見人のために費やして生きてきた人であったので、遺志も尊重できれば、と思いました。事務については、家庭裁判所に相談しながら進めました。遺品を整理している時に細やかにつけられた成長日誌や写真や被後見人が描いた肖像画が額に入れられているのを見て、故人と被後見人の結びつきの強さもあらためて感じました。故人はお墓を用意していなかったので、将来的に2人で同じお墓に入れるよう永代供養の手配としました。「常識的な慣習の範囲で故人・被後見人にとってよい選択を」と助言を下された家庭裁判所の温かな言葉は心強く感じました。（もちろん、これら全ては本来的には親族が執り行う行為です。）

後見人活動では、人としてPSWとして後見人として、3つのジレンマに悩まされることがあります。それらをきちんと認識し相談しながら、今度の活動を続けていきたいと思います。

認定成年後見人ネットワーク クローバー 登録・受任・活動状況

1) 認定成年後見人ネットワーク クローバー登録者

2012年9月30日現在登録者 **81名**

ブロック	人数	都道府県支部内訳
北海道ブロック	5	北海道 5
東北ブロック	1	福島 1
関東・信越ブロック	30	栃木 1、群馬 1、埼玉 6、千葉 3、東京 14、神奈川 4、長野 1
東海・北陸ブロック	11	岐阜 1、静岡 3、愛知 7
近畿ブロック	8	大阪 3、兵庫 4、和歌山 1
中国ブロック	5	鳥取 1、島根 1、広島 2、山口 1
四国ブロック	4	徳島 1、愛媛 2、高知 1
九州・沖縄ブロック	17	福岡 6、佐賀 1、長崎 1、熊本 2、大分 1、宮崎 1、鹿児島 1、沖縄 4

2) 認定成年後見人ネットワーク クローバー受任状況 (2012年9月30日現在)

家庭裁判所からの受任相談件数 **45件**

内、正式受任 31件	受任中	29件 北海道1、埼玉1、千葉1、東京14、神奈川1、岐阜1、愛媛1、福岡6、熊本3
	受任終了	2件 東京1、福岡1
内、受任調整中 0件		

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況 (2012年7月1日～2012年9月30日)

- 8月11日 2012年度第1回クローバー運営委員会
- 9月3日 第1回ワーキンググループ
- 9月21日 東京家庭裁判所後見センターとの意見交換会
(岩崎委員長、長谷川副委員長、木太常務)

クローバー運営委員の紹介 その9

齋藤 憲磁さん



初めまして。前任の古畑に替わりまして、この度クローバーの外部委員としてお世話になることになりました。齋藤憲磁（さいとうけんじ）と申します。

日本社会福祉士会・権利擁護センター「ばあとなあ」の成年後見委員会委員で、リスク部会長をしております。

ばあとなあリスク部会では、会員が専門職後見人として成年後見活動を継続する中で考えられる様々なリスクについて考え、会員に対しての直接的支援だけでなく都道府県士会に対しての情報提供や支援をしております。また、報告書にインシデント・レポート（ヒヤリ・ハット）を加え、会員からの情報提供された内容を紹介し共有することで、事故を未然に防ぐ取り組みも行っております。過去のばあとなあの苦い経験から、事故は一人でかかえ込む時に好発しやすくなります。そのためにもささいな疑問をすぐ解決できる、身近な支援体制の構築が必要と考えております。

個人としては成年後見制度発足時から活動しており、過去に精神障害の方を含め、数名の方と関わりを持ちました。現在は2名の知的障害の方の後見事務（後見・補助）をしております。

職場は神奈川障害者職業能力開発校で、精神障害者訓練コース担当ケースワーカーとして、また他のコースの方の生活支援も担当しております。校でただ一人の福祉職として、楽しみながら奮闘しているところでございます！

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。



編集後記

前号で岩崎委員長が書いていた通り、今号からは若手委員（自分で書いて恥ずかしい）が交代で作成していくことになりました。私はこういう紙面を作るのが苦手で、イラストの少ない号になってしまいました。ですが、読み応えのある号ではないかと思えます。

外部委員として新しく入って頂いた齋藤さんをはじめ新たな委員と共に、クローバー会員の方々へ為になる情報を提供していければ、と思っています。また、会員の方々の投稿やご意見も載せていき、皆さんと共に良い紙面にしていければ、とも考えています。

今後ともクローバーNEWSをよろしくお願ひ致します。

(毛塚 和英)

